

平成29年あきる野市農業委員会 11月総会議事録

平成29年11月24日（金）午後2時00分、平成29年あきる野市農業委員会11月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡辺一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、三浦恵理夏

議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |

開会 午後2時00分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。もう11月の総会になりました。11月11日、12日には産業祭、皆さんお疲れ様でした。いろいろとありがとうございました。品評会の方もですね、無事に終わったのですが、出展数が319点と、ちょっと減少気味でありますので、来年に向けて皆さんいろいろな農業農産物を生産していただきながら、たくさん出していただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。牛の方は盛況に終わりました、ありがとうございました。のらぼうの無料配布も盛況に終わりました、2日間いろいろありがとうございました。それでは初めに農業委員長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、11月16日にふるさと東京むらづくり塾構成員会議及び第2回事業推進協議会に出席しました。11月17日に東京都農業感謝祭に出席しました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は小川委員と堀江委員となります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございました。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受115を事務局より説明願います。

(事務局) はい。すみません。議案の前に1点、議案書の訂正をお願いしたいと思います。収受116の方なのですが、譲受人のお名前が○△○○○となっておりますが、正しくは○○○○○さんという事で、すみません、修正をお願いいたします。それでは第1号議案、収受115を説明させていただきます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成29年11月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受115 朗読)

以上です。

(議長) 次に、担当の田中正治委員より説明をお願いします。

(田中正治委員) はい。それでは収受115について、ご説明します。現地調査につきましては、11月20日、事務局2名と行って参りました。地図の方は5ページをご覧ください。説明しづらいのですが、下の方に秋川がありまして、この崖の上に家と圃場があります。それでこの地図の一番右端に道がありますが、この道をずっと北に行きますと、睦橋通りの和食よへい、並びに、燈燈庵の所にぶつかります。その道を南に下りて来まして、慈眼寺というお寺があり

ますが、ここを●に曲がりまして、道なりに行って、突き当たって▲に曲がって、道なりに行った所に□□□□さんの自宅があります。その自宅の前に○○○-○の畑と、次の収受116の○○○-△の畑が地続きであります。現地の写真を、別途、野口さんが撮っておられますけれど、現在収穫が終わって肥培管理がされて、耕耘されている状態で、今のところ何も植わってない状況です。よろしいでしょうか？

(事務局) では、補足を私の方からさせていただきます。別紙ですね、第1号議案補足資料という事で、お配りさせていただいております。議案書の方に農地法第3条第2項第5号に掲げる下限面積要件の例外という事で書いてあるのですが、農地法第3条第2項第5号というのは何なのか、というところからなのですが、これは皆さんご承知のとおり、農地を取得する時には50アール、五日市地区については30アール必要ですという法律が書いてあります。その例外規定という事で、農地法施行例第6条第3項第3号に『その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること』という事で、要は面積がなくても、この人しか利用できないという事であれば、許可できるという事になります。補足資料の写真を見ていただきたいのですが、先ほどの地図にもありまして、この場所については南側が崖になっておりまして、補足資料の最初のページですね、こちらに都市計画のラインを書かせていただいておりますが、この赤いラインの上が市街化区域で、所有権移転が容易にできますので、□□さんの方で所有権移転はしているのですが、この調整区域の部分だけは所有権移転ができなかったと。それで、場所的には一体でしか利用できない状況なので、他の人が取得するような状況ではないという事が認められますので、今回、権利移動の例外が合致するという事で、今回3条の許可で、残地と言いますか、農地を取得していただくような形になります。1回農地法5条の転用で、という話もあったのですが、現状家庭菜園ですけれども、畑としてやっている以上は5条にはそぐわないので、今回こういう形で出させていただきました。何年前に菅生の方で、小川委員さんは多分覚えていらっしゃると思いますが、同じような形で、道と畑に挟まれてちょっとしかない所を、面積要件のない人が取得したという例もございましたので、今回、めったにない案件なんですけれども、面積がなくてもその人しか取得しようがないという事で、今回許可を出したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(議長) 事務局と田中正治委員の説明が終わりましたが、何か質問はございますでしょうか？

(田中英雄委員) いいですか？これは、農地取得というのは、相続までは待てないから・・・？

(事務局) いえ、これはですね、お名前は□□で一緒なのですが、親戚ではあるのですが、直系ではなくて、叔母さんにあたるような、相続には該当しないんです。なので、このままだとずっと■■■さんの方の相続になってしまうので、早いうちにその辺をちゃんと・・・すぐ北側に自宅が建って、他に使える人がいないので、早いうちに所有権移転をして整理をしたいというお話があって、今回この要件でなんとかいけそうだという事で。

(田中英雄委員) じゃあ、夫婦でもなくて、親子でもない？

(事務局) 叔母さん、親戚ではあるんですけども、確か叔母さんというお話でした。

(田中英雄委員) はい、分かりました。

(議長) 他に何かこの115について、質問はございますか？

ないようですので、収受115について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、許可することにいたします。続いて収受116について、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは1ページをお願いいたします。

(第1号議案・収受116 朗読)

よろしくをお願いします。

(議長) はい。次に、担当の田中正治委員より説明をお願いします。

(田中正治委員) はい。収受116について、ご説明します。現地は、先ほどと同じでございます。

〇〇〇-△につきましては、先ほどと違いまして、まだ取り残しのサトイモ、ダイコン、それから新たにタマネギを植えてあります。先ほどの補足資料をご覧になるとお分かりになると思いますけれども、全体的にはこちらもよく肥培されているかと思えます。以上でございます。

(議長) はい。事務局と田中正治委員の説明が終わりました。何かご質問はございますか？

(小川委員) 先ほどと同じなのですが、あの、譲受人と譲渡人の関連はどうなんでしょう？

(事務局) こちらの方はですね、直接はないかと思えます。要はこの北側の所が市街化区域なので、通常に売買をして〇〇さんが購入したのですが、その南側の部分は調整区域の畑なので、所有権自体がまだ□□■ ■ ■さんのままで残ってしまっているのです、先ほどの収受115と同じように、南側をそのまま取得したいという事で、〇〇さんの方は直接血縁関係はありません。

(小川委員) 両方とも、ちょうど自宅の前というようなイメージでよろしいでしょうか？

(事務局) はい。そういう事ですね。

(田中正治委員) 庭ですね。

(事務局) 庭先という形になりますね。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他に質問はございますか？

(谷澤職務代理) あの、収受116の写真なんですけれども、この赤い線の中が該当するって事ですよね？

(事務局) そうですね。

(谷澤職務代理) これ、明らかに農地じゃないような、舗装されているような所も入ってるんですけども・・・

(事務局) 大体この辺りというところの線なので、この奥の方の杭の方は・・・手前の方は、足元にあるところは確認したのですが、奥の方はちょっと確認が・・・

(事務局長) 大体の線なので、あとは農地としてやってくださいという事を、許可書と一緒に強く地主さんの方にはお話するようにします。

(議長) 他に質問は？

(嶋崎委員) この写真なんですけどね、下の方が奥ですよ。奥が植わっている所だよ。そうするとこの地図と一緒にね。

(事務局) そうですね。

(議長) 他に質問はございますか？

それでは、ないようですので、収受116について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、許可することといたします。続きまして、第2号議案、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは2ページをご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成29年11月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上です。

(議長) 続いて、担当の兵頭委員、説明願います。

(兵頭委員) はい。10月31日に確認をいたしましたところ、間違いなく農地として利用されていることを確認いたしました。以上です。

(事務局) 補足ですが、今回の第2号議案につきましては、相続税納税猶予の現地調査がありましたので、そこを回ってもらった委員さんにそのままその時の現地調査という事で代えさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。こちらは、10月31日に兵頭委員に見ていただいたという事でご理解いただければと思います。

(議長) それでは、事務局と兵頭委員の説明が終わりました。何か質問はございますか？

ないようなので、番号1の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することといたします。続いて番号2および番号3については、△△委員の親族と本人の案件ですので、一時退席をお願いします。

(△△委員退室)

(議長) それではまず番号2について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書2ページをお願いします。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上です。

(議長) 続いて担当の兵頭委員、説明願います。

(兵頭委員) はい。同じく31日にこれら全て確認いたしましたところ、農地として利用されているという事で、確認いたしました。以上です。

(議長) はい。事務局と兵頭委員の説明が終わりました。何かご質問はありますか？

それでは、ないようなので、番号2の△△▲▲さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することといたします。続いて番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは3ページをお願いいたします。

(第2号議案・番号3 朗読)

よろしく願います。

(議長) 続いて担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。第2号議案、3番、現地調査は10月31日、事務局ならびに松村推進委員同席の元、調査して参りました。地図は8ページ。二宮字南飯坂は五日市街道沿い、秋留台公園の駐車場辺りから、ガソリンスタンドの辺りの南側になります。1箇所は3筆になっておりまして、いずれも収穫後きれいに耕耘され、きれいになっていました。それと、9ページ。同じく五日市街道をもう少し東に行った所から、ファーマーズセンターの辺りの南側です。〇〇〇番にはガラスハウスが3棟建っています。いずれもきれいに耕耘され、整備されておりました。なお、△△さんは農業委員でもあり、またファーマーズセンターの会員である事から、いずれも問題ないと思っておりますので、よろしく願います。

(議長) 事務局と唐澤委員の説明が終わりました。何かご質問はございますか？

ないようですので、番号3の△△△△さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することといたします。それでは△△委員に入ってください。

(△△委員入室)

(議長) 続いて第3号議案について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。まず、議案に入る前に、第2号議案と第3号議案の違いについて説明をさせていただきます。先ほどの第2号議案につきましては、納税猶予をかけて、3年毎に税務署からご本人様のところに通知がいきまして、3年間の耕作状況を確認し、農業委員会で審議をしまして、きちんと農業経営を行っていたという証明を出す物でございます。今回の第3号議案につきましては、税務署の方から直接農業委員会事務局の方に、任意でこの場所について調査をしてください、という事で来たものでございます。大体多いのが、20年で納税猶予が終わる方の残り1年ぐらいで、最後の1年の最終確認という形で来る事が多い調査です。このお2人は多分、確かあと1年ぐらいで猶予が終わる方なので、その最後の調査ではないかと思っております。この案件につきましては、少し前に納税猶予の現地調査を行っておりますので、その結果をもって、改めて現地調査をしないで、その状況が問題なければ問題ないという形で回答をさせていただきますので、ご審議いただければと思います。それでは読み上げます。

第3号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係

る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり自ら農地として使用していることを確認する。平成29年11月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。特例適用農地につきましては量が多いので、割愛させていただきます。

(第3号議案・番号1 朗読)

(第3号議案・番号2 朗読)

このお2人の農地については、納税猶予の現地調査の結果、問題なく農地として利用している事が確認されておりますので、自ら農地として利用という事で、税務署の方に回答させていただきますので、よろしくお願いします。

(議長)ただ今、事務局より説明をしていただきましたが、何か質問はありますか？

ないようなので、番号1および番号2について、自ら農地として利用している事を確認する事にご異議ございませんか？

(全委員)異議なし。

(議長)異議がないようですので、自ら農地として利用している旨、回答いたします。それでは専決をお願いいたします。

(事務局)はい。それでは平成29年あきる野市農業委員会11月の総会専決処理について、報告させていただきます。

(専決報告 朗読)

以上になります。

(議長)以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会は、12月22日(金)、午後1時30分から、市役所5階、503会議室です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時34分